

平成29年度 山口市安心快適住まいる助成事業について

○目的

市民が安心して快適に長く住み続けられる住宅環境の向上と、個人消費促進による市内経済の活性化を目的に、市民の皆さんが市内施工業者を利用して行う、現に居住する家屋(市外や市内の別の場所から転入・転居して居住する場合も含む)の住宅リフォーム工事(以下「工事」という。)の一部について助成します。助成は、助成金の額と同額の市内共通商品券を交付することにしております。

○内容

対象工事	<p>工事金額が10万円以上(消費税及び地方消費税を除く。)で、助成の交付決定があった日以降に工事に着手し、平成30年1月31日までに完了する工事で、次に掲げるすべての要件に該当するものが対象工事となります。</p> <p>なお、助成申請前の工事着手は対象となりませんのでご注意ください。</p> <p>○市内において、1年以上継続して事業を営んでおり、本市に本社又は本店所在地を有する法人又は本市に住所を有する個人事業者に依頼する工事であること。</p> <p>○工事は、住宅の修繕、増築、その他住宅の機能の維持や向上を図るために行う補修・改良工事(門、塀、柵、垣根などの外構工事も対象。ただし、外構工事については、築後1年以内の新築住宅は対象外となります。)であること。</p> <p>詳しくは、別紙「助成対象工事一覧」でご確認ください。</p> <p>○当該事業と下記の山口市の助成等を併せて受ける場合は、他の助成対象部分を当該事業対象となる工事見積額に含めないこと。</p> <p>(1)介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費 (2)山口市重度障害者等住宅改修費 (3)山口市合併処理浄化槽設置整備事業補助金 (4)山口市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金 (5)山口市みどりの生活通り推進事業補助金 (6)山口市空き家バンク改修事業補助金</p>
対象施工業者	<p>○市内において1年以上継続して事業を営んでおり、本市に本社又は本店所在地を有する法人又は本市に住所を有する個人事業者であること。</p>
助成金額	<p>○工事金額(消費税及び地方消費税を除く。)の10%について、上限額を20万円として助成します。ただし、18歳以下(平成11年4月2日以降に生まれた者)の子どもを養育する子育て世帯の場合は、工事金額の20%について、上限額を40万円として助成します。(1,000円未満の端数は切り捨て。)</p> <p>○申込後、助成金の額を決定し、工事完了後に申込者から提出された完了届の審査を行い、助成額を確定した後に助成金額と同額の市内共通商品券を交付します。</p> <p>なお、商品券は発行日から6か月間有効です。</p> <p>○交付決定通知書に記載されている金額が交付額の上限となります。</p> <p>また、工事支払い額の10%(または20%)が、助成金確定額となります。</p>
対象者	<p>次に掲げるすべての要件に該当する方が対象となります。</p> <p>○対象住宅に、現に居住し住民登録を有する者、または工事完了後(工事完了届の提出時まで)に居住し住民登録をする者であること。</p> <p>○山口市に納税義務のある市税を滞納していないこと。</p>

対象住宅	次に掲げる要件に該当する住宅が対象となります。 ○山口市内にあり、現に居住しているまたは転入・転居して居住すること。 (店舗、事業所部分等は除く)
申込手続	「山口市安心快適住まいの助成事業助成金交付申請書」に必要事項を記入し、添付書類とともに下記申請窓口までお申し込みください。申請書類については、山口市、山口商工会議所、山口県央商工会、徳地商工会の各ホームページからダウンロードするか、各申請窓口でお受け取りください。
募集期間	平成29年4月3日(月)から6月30日(金) ※予算が無くなり次第受付終了となります。(先着順)
助成事業の募集から事業完了までの流れ	<p>①助成申請を受付(4/3～6/30)</p> <p>②助成申請書をもとに審査(約15日間)</p> <p>③助成金交付決定通知書を申請者へ送付 ※工事は助成交付決定通知書を受け取ってから開始してください。 工事は平成30年1月31日までに完了してください。</p> <p>④工事完了後、30日以内に工事完了届を申請窓口に提出</p> <p>⑤工事完了届を審査(約15日間) ※工事写真をもとに現地検査を行う場合があります。</p> <p>⑥確定通知書及び請求書兼領収書の様式を申請者へ送付</p> <p>⑦請求書兼領収書と認印を申請窓口に持参(平成30年3月30日まで) ※窓口で助成金と同額の市内共通商品券を交付します。 ※商品券は発行日から6か月間有効です。</p> <p>⑧アンケートを返送 ※市内共通商品券の交付時に、アンケートと返信用封筒をお渡します。記入後に返送してください。</p> <hr/> <p>①及び④の書類の提出は、ご本人(申請者)又は代理人(施工業者も可)が申請窓口にお越しください。なお、郵送(郵送される前には、記入漏れや添付書類に不備がないか必ずご確認ください。)でも構いません。</p> <p>⑦の市内共通商品券の交付は、必ず、ご本人かご本人の委任状を持参した方が、直接申請窓口にお越しください。</p>

○問合せ先及び申請先

山口商工会議所	〒753-0086	山口市中市町 1-10	TEL 083-925-2300
小郡支所	〒754-0002	山口市小郡下郷 1248-13	TEL 083-972-0075
山口県央商工会	〒754-1277	山口市阿知須 4233-31	TEL 0836-65-2129
阿知須支所	〒754-1101	山口市秋穂東 6570	TEL 083-984-2738
秋穂支所	〒759-1513	山口市阿東徳佐下 25-1	TEL 083-956-0032
阿東支所	〒747-0231	山口市徳地堀 1817	TEL 0835-52-0026
徳地商工会			

○問合せ先

山口市ふるさと産業振興課	〒753-8650	山口市亀山町2-1	TEL 083-934-2719
--------------	-----------	-----------	------------------